

令和5年杉並区教育委員会規則（令和6年2月28日公布）

規則番号	題名
2	杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則
3	杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則
4	杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年2月28日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

杉並区教育委員会規則第2号

杉並区教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則

杉並区教育委員会事務局処務規則（昭和54年杉並区教育委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。

第2条の表学務課の部保健給食係の項の次に次のように加える。

公会計化準備担当係長

第2条の表中学校支援課の部を削り、学校整備課の部の次に次のように加える。

学校支援課

学校支援係

家庭・地域教育担当係長

教育連携担当係長

事業調整担当係長

新しい学校づくり担当係長

部活動改革担当係長

子どもの居場所づくり担当係長

学校開放担当係長

第5条の表教育人事企画課の部教育人事係の項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 区立学校における庶務事務システムの運用及び管理に関すること。

第5条の表学務課の部保健給食係の項の次に次のように加える。

公会計化準備担当係長

(1) 学校給食費等の公会計化に係る検討及び調整に関すること。

第5条の表中学校支援課の部を削り、学校整備課の部の次に次のように加える。

学校支援課

学校支援係

(1) 学校運営協議会に関すること。

(2) 学校支援本部等の運営等に関すること。

(3) 中学生レスキュー隊に関すること。

(4) 課内他の係等に属さないこと。

家庭・地域教育担当係長

- (1) 家庭教育に関すること。
- (2) 青少年委員に関すること。
- (3) P T A等に関すること。

教育連携担当係長

- (1) 家庭・地域・学校の連携推進に関すること。

事業調整担当係長

- (1) 社会体育に係る区長の事務部局との連絡調整に関すること。

新しい学校づくり担当係長

- (1) 新しい学校づくりに関すること。
- (2) 新しい学校づくりにおける懇談会の運営に関すること（学校整備課に属するものを除く。）。
- (3) 小中一貫教育の推進に関すること（他の課に属するものを除く。）。
- (4) 学校施設の有効活用の推進に関すること。

部活動改革担当係長

- (1) 部活動の地域移行に関すること。
- (2) 部活動の支援に関すること。

子どもの居場所づくり担当係長

- (1) 区立学校施設内の子どもの居場所づくりに関すること。

学校開放担当係長

- (1) 区立学校開放事業に関すること。
- (2) 区立学校施設の使用承認（短時間使用の場合に限る。）に関すること。

別表第1中「学校整備担当部長」を「学校整備・支援担当部長」に改め、「学校整備課」の次に「及び学校支援課」を加える。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年2月28日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

杉並区教育委員会規則第3号

杉並区立済美教育センター処務規則の一部を改正する規則

杉並区立済美教育センター処務規則（平成17年杉並区教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

第2条の表中教育相談担当係長の項を削り、学校図書館支援担当係長の項の次に次のように加える。

教育相談係

学びの多様化学校設置準備担当係長

第3条の表中教育相談担当係長の項を削り、学校図書館支援担当係長の項の次に次のように加える。

教育相談係

- (1) 教育相談事業に関する事。
- (2) 不登校対策に関する事。
- (3) 区立学校における課題解決支援に関する事（他の係に属するものを除く。）。

学びの多様化学校設置準備担当係長

- (1) 学びの多様化学校の設置に係る検討及び調整に関する事。

第5条第2項中「教育相談担当係長」を「教育相談係長及び学びの多様化学校設置準備担当係長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則を公布する。

令和6年2月28日

杉並区教育委員会

教育長 白石高士

杉並区教育委員会規則第4号

杉並区教育財産管理規則の一部を改正する規則

杉並区教育財産管理規則（昭和58年杉並区教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号を次のように改める。

- (1) 学校整備・支援担当部長 教育委員会事務局学校整備・支援担当部長をいう。

第2条第2号中「学校整備担当部長」を「学校整備・支援担当部長」に改める。

第4条、第7条、第9条及び第14条中「学校整備担当部長」を「学校整備・支援担当部長」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。